

電子決済等代行業者に求める基準

株式会社商工組合中央金庫（以下、「当金庫」）は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者（株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二、及び第六十条の三十二第一項に定める事業者。以下、「当電子決済等代行業者」）とのAPI接続に際し、当電子決済等代行業者に求める基準を以下の通り公表いたします。

●法令等遵守態勢

- ・当電子決済等代行業者として登録が完了し、登録取消の懸念がない等、商工組合中央金庫電子決済代行業（以下、「当電子決済等代行業」）を営む上で適切な主体であること
- ・当電子決済等代行業に係る業務の執行に関して、法令等に適合することを確保するための態勢を適切に整備していること
- ・当電子決済等代行業者等（そのグループ会社等人的・経営的に影響を及ぼす者を含む）、その役員、主要株主または従業員等が、反社会的勢力に該当しないこと、または、反社会的勢力と関係を有する懸念のないこと

●サービス提供態勢

- ・提供するサービスが当金庫および当金庫利用者の利益に反しないこと
- ・経営及び財務の状況が、サービスを継続的に提供するうえで十分なものであると判断できること。

●利用者保護態勢

- ・利用者への情報提供、問い合わせ等への対応、補償対応など利用者保護のために必要な態勢を整備していること

●セキュリティ態勢

- ・経営陣関与の下、利用者に関する情報の適正な取扱いおよび安全管理のために以下の観点において必要な態勢を整備し、適切に運用していること
 - ・情報、セキュリティの管理
 - ・コンピュータ設備の管理
 - ・オフィス設備の管理
 - ・システム開発、運用の管理
 - ・サービスシステムのセキュリティ機能
 - ・APIセキュリティ機能
 - ・API利用セキュリティ
 - ・不正アクセスやサイバー攻撃の防止

●外部委託管理態勢

- ・当電子決済等代行業者が提供するサービスについて、外部委託を行う場合、外部委託の管理態勢を適切に整備していること

※留意事項

- ・上記のほか、公益財団法人金融情報システムセンター（FISC）の「API接続チェックリスト」等を参照するものとします
- ・API接続後も定期的に上記基準を満たしているかについて確認を行います。上記基準を充足しない場合、以降のAPI接続をお断りする場合があります。